議第４９号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第44号の２の表を次のように改める。

<table>
<tr><th colspan="4">区分</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">住宅を新築する場合</td><td rowspan="3">住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（次号において「登録住宅性能評価機関」という。）が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合することを証する書面（以下この号において「長期使用構造等適合証」という。）を添付する場合</td><td colspan="2">一戸建ての住宅</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一戸建ての住宅以外の住宅</td><td>１棟当たりの戸数が５戸以下のもの</td><td>5,000円に総戸数を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>１棟当たりの戸数が５戸を超えるもの</td><td>4,000円に総戸数を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する住宅性能評価書（次号において「住宅性能評価書」という。）を添付する場合</td><td colspan="2">一戸建ての住宅</td><td>19,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一戸建ての住宅以外の住宅</td><td>１棟当たりの戸数が５戸以下のもの</td><td>12,000円に総戸数を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>１棟当たりの戸数が５戸を超えるもの</td><td>10,000円に総戸数を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の場合</td><td colspan="2">一戸建ての住宅</td><td>52,000円</td></tr>
</table>

		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	24,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	19,000円に総戸数を乗じて得た額
住宅を増築し、又は改築する場合	長期使用構造等適合証を添付する場合	一戸建ての住宅		22,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	7,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
	その他の場合	一戸建ての住宅		76,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	35,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	28,000円に総戸数を乗じて得た額
備考　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。				

第2条第44号の2の2の表を次のように改める。

区分				手数料の額
住宅を新築する場合	登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用	一戸建ての住宅		12,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟当たりの	3,000円に総戸数

	する同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面（以下この号において「長期使用構造等適合証」という。）を添付する場合		戸数が5戸を超えるもの	を乗じて得た額
	住宅性能評価書（当該長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅に係るものに限る。）を添付する場合	一戸建ての住宅		14,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	8,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
	その他の場合	一戸建ての住宅		31,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	13,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	11,000円に総戸数を乗じて得た額
住宅を増築し、又は改築する場合	長期使用構造等適合証を添付する場合	一戸建ての住宅		17,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの戸数が5戸以下のもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額
	その他の場合	一戸建ての住宅		44,000円
		一戸建ての住宅以	1棟当たりの戸数が5戸以	20,000円に総戸数を乗じて得た額

		外の住宅	下のもの	
			1棟当たりの戸数が5戸を超えるもの	16,000円に総戸数を乗じて得た額
備考　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により、当該長期優良住宅建築等計画の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。				

第2条第44号の3の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき37,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき75,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき106,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき150,000円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき120,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき198,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方	1件につき265,000円

			メートル以下のもの	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき422,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき265,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき422,000円

」

を

「

その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき37,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき75,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき106,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき150,000円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき120,000円

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき198,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあっては1件につき265,000円、その他の場合にあっては1件につき93,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき422,000円、その他の場合にあっては1件につき156,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき265,000円、その他の場合にあっては1件につき93,000円
			床面積の合計	市長が定める基準に

		が300平方メートルを超えるもの	よる審査にあっては1件につき422,000円、その他の場合にあっては1件につき156,000円

」

に改める。

第2条第44号の4の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき19,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき38,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき55,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき78,000円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき61,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき101,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき133,000円

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき214,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき133,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき214,000円

」

を

「

その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき19,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき38,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき55,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき78,000円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき61,000円
			床面積の合計が300平方	1件につき101,000円

			メートルを超えるもの	
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあっては1件につき133,000円、その他の場合にあっては1件につき47,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき214,000円、その他の場合にあっては1件につき81,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては1件につき133,000円、その他の場合にあっては1件につき47,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超	市長が定める基準による審査にあっては1件につき214,000

		えるもの	円、その他の場合にあっては1件につき81,000円

」

に改める。

第2条第44号の4の次に次の3号を加える。

⑷4の5　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定の申請に対する審査　次の表に定める額

<table>
<tr><th colspan="4">区分</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面を添付する場合</td><td colspan="3">一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号から第44号の7までにおいて同じ。）</td><td>1件につき5,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">一戸建ての住宅以外の住宅</td><td rowspan="5">住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この号から第44号の7までにおいて「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下こ</td><td>申請に係る戸数（以下この号から第44号の7までにおいて「申請戸数」という。）が1戸のもの</td><td>1件につき5,000円</td></tr>
<tr><td>申請戸数が2戸以上5戸以下のもの</td><td>1件につき10,000円</td></tr>
<tr><td>申請戸数が6戸以上10戸以下のもの</td><td>1件につき17,000円</td></tr>
<tr><td>申請戸数が11戸以上のもの</td><td>1件につき29,000円</td></tr>
</table>

		の号から第44号の7までにおいて同じ。）		
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円
		非住宅部分（住戸部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この号から第44号の7までにおいて同じ。）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円
その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき37,000円
	一戸建	住戸部分	申請戸数が1	1件につき37,000円

	ての住宅以外の住宅		戸のもの	
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき75,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき106,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき150,000円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき120,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき198,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号から第44号の7までにおいて「省令」という。）第8条第1号イ⑴及びロ⑴に規定する基準による審査にあっては265,000円、同号イ⑵及びロ⑵に規定する基準による審査にあっては93,000円

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては422,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては156,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては265,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては93,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては422,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては156,000円
備考　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。				

(44)の6　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定の申請に対する審査

次の表に定める額

<table>
<tr><th colspan="4">区分</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td rowspan="12">市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第２項において準用する同法第30条第１項第１号に掲げる経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面を添付する場合</td><td colspan="3">一戸建ての住宅</td><td>１件につき3,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="9">一戸建ての住宅以外の住宅</td><td rowspan="4">住戸部分</td><td>申請戸数が１戸のもの</td><td>１件につき3,000円</td></tr>
<tr><td>申請戸数が２戸以上5戸以下のもの</td><td>１件につき6,000円</td></tr>
<tr><td>申請戸数が６戸以上10戸以下のもの</td><td>１件につき10,000円</td></tr>
<tr><td>申請戸数が11戸以上のもの</td><td>１件につき17,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">共用部分</td><td>床面積の合計が３００平方メートル以下のもの</td><td>１件につき6,000円</td></tr>
<tr><td>床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの</td><td>１件につき17,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住宅部分</td><td>床面積の合計が３００平方メートル以下のもの</td><td>１件につき6,000円</td></tr>
<tr><td>床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの</td><td>１件につき17,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の建築物</td><td>床面積の合計が３００平方メートル以下のもの</td><td>１件につき6,000円</td></tr>
</table>

			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき19,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき38,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき55,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき78,000円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき61,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき101,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第8条第1号イ⑴及びロ⑴に規定する基準による審査にあっては133,000円、同号イ⑵及びロ⑵に規定する基準による審査にあっては47,000円
			床面積の合計	省令第8条第1号イ

			が300平方メートルを超えるもの	⑴及びロ⑴に規定する基準による審査にあっては214,000円、同号イ⑵及びロ⑵に規定する基準による審査にあっては81,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第8条第1号イ⑴及びロ⑴に規定する基準による審査にあっては133,000円、同号イ⑵及びロ⑵に規定する基準による審査にあっては47,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第8条第1号イ⑴及びロ⑴に規定する基準による審査にあっては214,000円、同号イ⑵及びロ⑵に規定する基準による審査にあっては81,000円
備考　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。				

⒁の7　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査次の表に定める額

区分	手数料の額

市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅			1件につき5,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき5,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき10,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき17,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき29,000円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
			床面積の合計	1件につき29,000円

			が300平方メートルを超えるもの	
その他の場合	一戸建ての住宅			省令第1条第1項第2号イ⑴及びロ⑴に規定する基準による審査にあっては37,000円、同号イ⑵及びロ⑵に規定する基準による審査にあっては18,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	省令第1条第1項第2号イ⑴及びロ⑴に規定する基準による審査にあっては37,000円、同号イ⑵及びロ⑵に規定する基準による審査にあっては18,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ⑴及びロ⑴に規定する基準による審査にあっては75,000円、同号イ⑵及びロ⑵に規定する基準による審査にあっては35,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ⑴及びロ⑴に規定する基準による審査にあっては106,000円、同号イ

				⑵及びロ⑵に規定する基準による審査にあっては51,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴に規定する基準による審査にあっては150,000円、同号イ⑵及びロ⑵に規定する基準による審査にあっては75,000円
		共用部分	床面積の合計が３００平方メートル以下のもの	１件につき120,000円
			床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件につき198,000円
		非住宅部分	床面積の合計が３００平方メートル以下のもの	省令第１条第１項第１号イに規定する基準による審査にあっては265,000円、同号ロに規定する基準による審査にあっては93,000円
			床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	省令第１条第１項第１号イに規定する基準による審査にあっては422,000円、同号ロに規定する基準による審査にあって

				は156,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあっては265,000円、同号ロに規定する基準による審査にあっては93,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあっては422,000円、同号ロに規定する基準による審査にあっては156,000円

第2条第54号から第64号までを次のように改める。

⒁から⒆まで　削除

附　則

1　この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2　改正後の第2条第44号の2から第44号の4までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

平成２８年２月２２日提出

三島市長　豊　岡　武　士